

長崎県老人福祉関係社会福祉施設整備費補助金等実施要綱

（趣旨）

第1条 県は、老人福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより、老人福祉施設等の施設整備（中核市の区域内において整備するものを除く。）を行う市町（中核市を除く。以下同じ。）若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項の規定により設立された社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）に対し、老人福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱及びこの要綱の定めるところによる。

（補助の対象事業等）

第2条 整備費補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に掲げる老人福祉施設等の施設整備とする。

2 整備費補助金は、次の各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- （1）土地の買収及び整地に要する費用
- （2）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （3）職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- （4）その他施設等整備事業として適当と認められない費用

（補助の額）

第3条 整備費補助金の額は、別表第1の1の欄に定める施設ごとに、次の各号により算出するものとする。

（1）次の（ア）及び（イ）の方法により算出された額を比較していずれか少ない方の額

（ア）別表第2の4の欄の規定により算出した対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合にあっては、寄付金収入額のみを除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額

（イ）別表第2の3により算出した基準額

（申請書に添付すべき書類）

第4条 規則第4条の規定により添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）申請額内訳（様式第1号）
- （2）事業計画書（様式第2号）
- （3）誓約書（様式第2の2号）
- （4）補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る収支予算書又はこ

れに代わる書類

- 2 規則第4条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、年度ごとに定める期日までとする。
- 3 補助金の申請をしようとする者は、その申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助の条件）

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業に係る契約手続き等については、知事が別に定めるところにより行わなければならないこと。
- （2）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- （3）補助事業を行うにあたり、次のアからウに掲げる者と契約を締結しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

（状況報告等）

第6条 規則第11条第1項の規定による報告は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （1）補助事業に係る工事に着手したときは、着手した日から7日以内に工事着手報告書（様式第3号）を提出すること。
- （2）12月末日現在における工事の状況について、翌年1月10日までに工事進捗状況報告書（様式第4号）を提出すること。
- （3）補助事業に係る工事が完了したときは、完了の日から7日以内に竣工届（様式第5号）を提出すること。

（軽微な変更）

第 7 条 規則第 11 条第 2 項第 1 号の規定により知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる以外の変更とする。

- （１）建物の規模又は構造の変更（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- （２）建物の用途の変更
- （３）入所定員又は利用定員の変更

（実績報告）

第 8 条 規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該事業の完了日の属する年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日とする。

ただし、同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度の 4 月 10 日とする。

2 規則第 13 条第 1 項前段の規定による実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）精算額内訳（様式第 6 号）
- （２）事業実績報告書（様式第 7 号）
- （３）歳入歳出決算見込書抄本

3 規則第 13 条第 1 項後段の規定による実績報告書に添付する書類は、年度実績報告書（様式第 8 号）とする。

4 第 4 条第 3 項ただし書きの規定により交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

5 第 4 条第 3 項ただし書きの規定により交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた分を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第 9 号）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

（整備費補助金の交付）

第 9 条 整備費補助金は、概算払の方法により交付できるものとする。

（財産の処分の制限）

第 10 条 規則第 20 条ただし書きに規定する別に定める期間については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）中別表に定められた期間とする。

（書類の提出部数）

第 11 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成 19 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 20 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 22 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 25 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 26 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 28 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 29 年度予算から適用する。

この要綱は、令和 4 年度予算から適用する。

別表第1（第2条、第3条関係）

	2 単位	3 配分基礎単価（単位：千円）				
		創 設 増 床	改 築	増 築	改 修	
					多床室 →ユニット型個 室	従来型個室 →ユニット型個 室
養護老人ホーム	整備床数	—	3,897	—	—	—
特別養護老人ホーム（ユニット型個室）	整備床数	2,962	3,554	2,962	1,480	739
〃（従来型個室）		2,447	2,936	—	—	—
〃（多床室）		2,109	2,530	—	—	—
軽費老人ホーム	整備床数	—	3,741	—	—	—
介護老人保健施設	施設数	—	23,108	—	23,108	23,108

※ ————— は補助対象としない

※増築は、定員増を伴わないものに限る

※「軽費老人ホーム（ケアハウス）」はA型からケアハウスへの転換に限る

※前年以前から補助を受けている事業（継続事業）については当初交付決定した配分基礎単価を採用する

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	次の方法により算出された額 （ただし、当該年度の予算を超えない範囲で定める。） 別表第1の1の欄に定める施設の種類ごとに、別表 第1の3の欄に定める配分基礎単価に別表1の2の欄 に定める単位の数に乗じて得た額（1,000円未満 の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものと する。）	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するもので あって、長崎県知事が必要と認めた整備を含む。）に 必要な工事費又は工事請負費（第2条第2項に定める 費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接 必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、 通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、そ の額は工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相 当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目にお いて別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事 請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金 及び適当と認められる購入費等を含む。